

令和3年度ダイオキシン類測定計画
(公共用水域、地下水、土壌)

奈良県

令和3年度ダイオキシン類測定計画（公共用水域）

1. 目的

この計画は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第26条に基づき、奈良県の区域に係る公共用水域の水質及び底質の測定について、必要な事項を定めるものとする。

2. 測定期間

期間は、令和3年4月から令和4年3月までとする。

3. 測定の内容

(1) 測定地点

県内4水系9地点において実施する。

水系別地点数は表1のとおりであり、測定地点は別表のとおりである。

表1 水系別地点数（公共用水域）

水系	奈良県	奈良市	国土交通省	水資源機構	水系別合計	合計
大和川	2 (2)	1 (1)	1 (1)		4 (4)	9 (9)
紀の川			1 (1)		1 (1)	
淀川	1 (1)	1 (1)			2 (2)	
新宮川	2 (2)				2 (2)	

() は底質地点数

(2) 測定項目及び頻度

測定項目は水質及び底質のダイオキシン類、測定頻度は年1回である。

※ 大和川水系の国土交通省調査地点の水質は年4回（但し、重点監視状態の地点（要監視濃度として、環境基準値の1/2を超えた地点）で、8回連続要監視濃度を下回った場合、年1回）実施する。

(3) その他

測定方法等については、「JIS K 0312」及び「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル（平成21年3月、環境省水・大気環境局 水環境課）」に基づき実施する。

4. 測定実施機関

実施機関は国土交通省、奈良県及び奈良市である。

5. その他本計画に定めのない事項については、関係機関と協議のうえ定めるものとする。

令和3年度ダイオキシン類常時監視（公共用水域）測定地点

（公共用水域）

番号	水系	河川	地点	測定対象	測定機関
1	大和川	大和川	藤井	水質・底質	国土交通省
2	大和川	岡崎川	岡崎川流末	水質・底質	奈良県
3	大和川	富雄川	弋鳥橋	水質・底質	奈良県
4	大和川	佐保川	打合橋	水質・底質	奈良市
5	紀の川	紀の川	大川橋	水質・底質	国土交通省
6	淀川	深谷川	深谷川流末	水質・底質	奈良県
7	淀川	布目川	鷺千代橋	水質・底質	奈良市
8	新宮川	北山川	北山大橋	水質・底質	奈良県
9	新宮川	池原ダム湖	取水口	水質・底質	奈良県

令和3年度ダイオキシン類測定計画（地下水）

1. 目的

この計画は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第26条に基づき、奈良県の区域に係る地下水の水質の測定について、必要な事項を定めるものとする。

2. 測定期間

期間は、令和3年4月から令和4年3月までとする。

3. 測定の内容

(1) 測定地点

測定地点数は表2のとおりである。

(2) 測定項目及び頻度

測定項目はダイオキシン類、測定頻度は年1回である。

(3) その他

測定方法等については、「JIS K 0312」に基づき実施する。

4. 測定実施機関

実施機関は奈良県及び奈良市である。

5. その他

その他本計画に定めのない事項については、関係機関と協議のうえ定めるものとする。

表2 令和3年度市町村別測定地点数（地下水）

No.	市町村名	地点数	測定機関
1	奈良市	2	奈良市
2	香芝市	2	奈良県
3	広陵町	1	
4	安堵町	1	
5	川西町	1	
合 計		7	

令和3年度ダイオキシン類測定計画（土壌）

1. 目的

この計画は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第26条に基づき、奈良県の区域に係る土壌の測定について、必要な事項を定めるものとする。

2. 測定期間

期間は、令和3年4月から令和4年3月までとする。

3. 測定の内容

(1) 測定地点

測定地点は表3のとおりである。

(2) 測定項目及び頻度

測定項目はダイオキシン類、測定頻度は年1回である。

(3) その他

測定方法等については「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル（平成21年3月、環境省水・大気環境局土壌環境課）」又は「土壌のダイオキシン類簡易測定法マニュアル（平成21年3月、環境省水・大気環境局土壌環境課）」に基づき実施する。

4. 測定実施機関

実施機関は奈良県及び奈良市である。

5. その他

その他本計画に定めのない事項については、関係機関と協議のうえ定めるものとする。

表3 令和3年度市町村別測定地点（土壌）

No.	市町村名	一般環境	発生源周辺	合計地点数	測定機関
1	奈良市	1		1	奈良市
2	大和高田市	2	1	3	奈良県
3	斑鳩町	1		1	
4	川西町	1		1	
合計		5	1	6	